

令和7年度韮崎市障がい者施策推進協議会

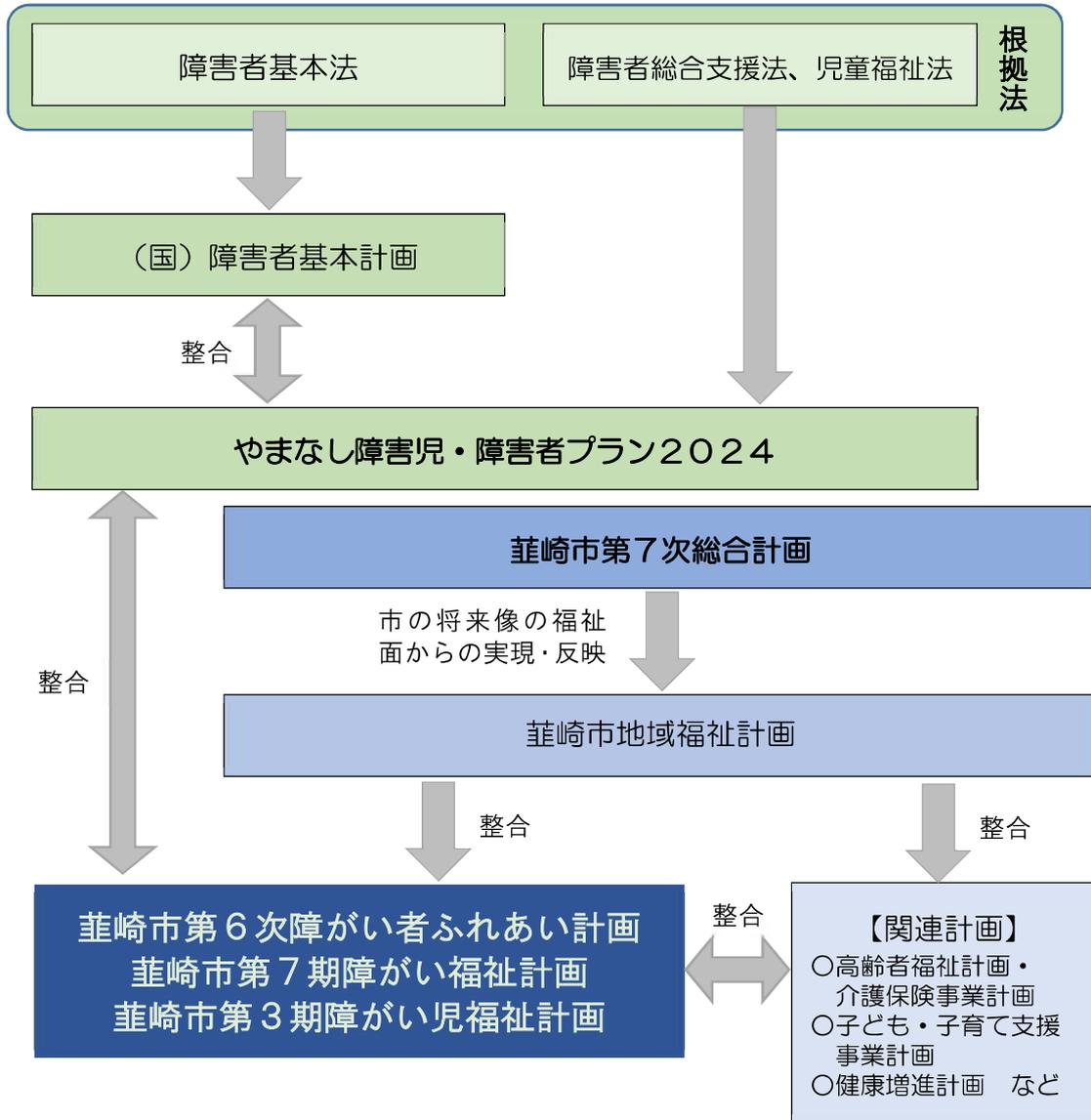
日 時 令和8年3月4日(水) 13:30

場 所 韮崎市役所別館2階201会議室

次 第

1. 開会
2. 福祉事務所長あいさつ
3. 自己紹介
4. 役員選出
5. 会長・副会長あいさつ
6. 議事
 - (1) 計画の概要および韮崎市第6次障がい者ふれあい計画の検証と評価について
 - (2) 韮崎市第7期障がい福祉計画、韮崎市第3期障がい児福祉計画の検証と評価について
 - (3) その他
7. その他
8. 閉会

【計画の位置づけ】



4 計画の期間

「韮崎市第6次障がい者ふれあい計画」の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。また、「韮崎市第7期障がい福祉計画」・「韮崎市第3期障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度の3か年計画とします。

なお、国や山梨県の施策の動向、障がいのある人を取り巻く環境の変化などを見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
韮崎市第5次障がい者ふれあい計画			韮崎市第6次障がい者ふれあい計画					
韮崎市第6期障がい福祉計画			韮崎市第7期障がい福祉計画			第8期韮崎市障がい福祉計画		
韮崎市第2期障がい児福祉計画			韮崎市第3期障がい児福祉計画			第4期韮崎市障がい児福祉計画		

5 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、サービスを利用する方々の現状を適切に把握するため、障がいのある人を対象にアンケート調査を実施するとともに、関係者の意見を反映させるため、福祉・医療関係者及び当事者団体の代表などから構成される韮崎市障がい者施策推進協議会にて、計画内容を検討いただきながら策定しました。また、パブリックコメント制度に則り、市民の皆さまの意見を広く反映するため、計画案を市ホームページなどで公表し、意見を募集しました。

【パブリックコメントの概要】

実施期間：令和5年12月11日～令和6年1月12日

意見提出数：3件

蕪崎市障がい者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。次条において「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、蕪崎市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、市長に意見を述べること。
- (2) 本市における障がい者（法第2条第1号に規定する障害者をいう。次号及び第4条において同じ。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 本市における障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者及びその家族
- (2) 障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。

韮崎市障がい者施策推進協議会 委員名簿
【委嘱期間：R7.4.1～R10.3.31（3年）】

番号	区分	氏名	所属・役職	備考
1	障がい者及びその家族	杉山 浩子	韮崎市心身障がい児（者）父母の会 会長	
2		今福 久子	韮崎市身体障害者福祉会 会長	
3	障がい者の自立及び 社会参加に関する事業 に従事する者	栗原 信	社会福祉法人信和会 理事長	
4		小泉 三重子	社会福祉法人山梨県障害者援護協会 相談支援センターあさひテラス 相談支援専門員	
5		坂本 誠	社会福祉法人八ヶ岳名水会 障がい者就業・生活支援センター陽だまり センター長	
6	学識経験のある者	飯室 正明	社会福祉法人三井福祉会 アンダンテ 中北圏域マネージャー	
7		梶山 礼子	医療法人韮崎東ヶ丘病院 医療相談室 精神保健福祉士	
8	関係行政機関の職員	堀内 彩	山梨県立あけぼの医療福祉センター 峡北地域療育コーディネーター	
9		功刀 重文	社会福祉法人韮崎市社会福祉協議会 事務局長	
10	庁内関係課担当者 (事務局扱い)	川端 純一	教育課指導主事	
11		福田 望	健康づくり課保健指導担当リーダー・保健師	
12		古屋 亜由美	長寿介護課介護支援担当リーダー・保健師	
13		小屋 理恵	こども子育て課こども相談担当リーダー・保 健師	
14	事務局	平賀 教人	福祉課長	
15		西海 希美	福祉課課長補佐兼障がい福祉担当リーダー	
16		金原 沙江子	福祉課障がい福祉担当主任・社会福祉士	
17		山本 佳菜美	福祉課障がい福祉担当主任・社会福祉士	
18		森澤 真名	福祉課障がい福祉担当主事・社会福祉士	